

富山県ニホンザル管理計画(第5期)(案)新旧対照表

現行計画 旧	変更計画 (案) 新	備考(案の根拠等)
富山県ニホンザル管理計画 (第5期) 令和4年3月(令和5年3月変更) 富山県 — 目 次 — (略)	富山県ニホンザル管理計画 (第5期) 令和4年3月(令和9年月変更) 富山県 — 目 次 — (略)	
I 計画策定の背景及び目的 (略) また、行政・関係団体の協議の場として野生動物被害防止対策会議を開催するなどの体制整備や研修会を通じた地元住民の当事者意識の醸成など行政と地元が連携できる体制が整備されつつある。 このような取り組みにより、農作物被害額は、平成25年度以前は1千万円台で推移していたものが、平成26年度以降は100～300万円台で推移している。しかし、ニホンザルによる器物破損など生活環境被害は引き続き発生しており、また、近年は県東部の一部地域において、ニホンザルの群れの行動域が拡大し、ニホンザルがこれまで出沒したことのない地域に出沒して生活環境被害等を与える事例が見受けられるほか、県西部の一部地域においても群れで行動するニホンザルが目撃される等、生息域の拡大が懸念されている。	I 計画策定の背景及び目的 (略) また、行政・関係団体の協議の場として野生動物被害防止対策会議を開催するなどの体制整備や研修会を通じた地元住民の当事者意識の醸成など行政と地元が連携できる体制が整備されつつある。 このような取り組みにより、農作物被害額は、平成25年度以前は1千万円台で推移していたものが、平成26年度以降は100～400万円台で推移している。しかし、ニホンザルによる器物破損など生活環境被害は引き続き発生しており、また、近年は県東部の一部地域において、ニホンザルの群れの行動域が拡大し、ニホンザルがこれまで出沒したことのない住宅地に出沒して生活環境被害等を与える事例が見受けられるほか、県西部の一部地域においても群れで行動するニホンザルが目撃されている。	数値の更新 現状と合わせて変更

Ⅱ 管理すべき鳥獣の種類 ニホンザル (Macaca fuscata)	(略)	変更なし
Ⅲ 計画の期間 (略)	Ⅲ 計画の期間 (略)	変更なし
Ⅳ 管理が行われるべき区域 (略)	Ⅳ 管理が行われるべき区域 (略)	変更なし
Ⅴ 管理の目標 (略) なお、近年、県東部地域の一部において、ニホンザルの群れの行動域が拡大し、これまで出沒したことのない地域に出沒して生活被害等を与える事例が発生しているほか、県西部地域の一部においても群れで行動するニホンザルが目撃されるなど、群れの生息域に変化がみられることから、この変化について今後、注視していく必要がある。 1 現状 (1) 生息動向 ① 分布 (略) 中には ② 生息数 山岳地に生息する非加害群については、昭和 63 年度	Ⅴ 管理の目標 (略) なお、近年、県東部地域の一部において、ニホンザルの群れの行動域が拡大し、これまで出沒したことのない地域に出沒して生活被害等を与える事例が発生している。中には、半日以上を市街地で生活している群れも見られる。 県西部地域の一部においても群れで行動するニホンザルが目撃されるなど、群れの生息域に変化がみられることから、この変化について今後、注視していく必要がある。 1 現状 (1) 生息動向 ① 分布 (略) ② 生息数 山岳地に生息する非加害群については、昭和 63 年度から平成 2 年度の調査で 55 群 1,400 頭の生息が推定	調査及び報告に基づく数値の変更

から平成2年度の調査で 55 群 1,400 頭の生息が推定され、その後、生息環境に大きな変化がないことから、群れの数及び生息数に大きな変動はないものと考えられる。

農林作物に被害を与えている群れについては、令和3年度の各市町実行計画と南砺市から報告された目撃・被害情報によると 42 群約 1,700 頭と報告されている。

その他に、近年の現地調査等により新たに確認された 3 群 100 頭程度の群れが確認されており、合計で 100 群 3,200 頭が生息していると推定されるが、非加害群については、一部を除いては調査が行われていないため、群れが識別されず不明な点が多い。

(2) 生息環境

(略)

(3) 捕獲状況

(略)

その後、平成11年度から17年度までは200頭前後で推移し、平成18年度には291頭に増加し、その後は毎年減少して平成23年度は159頭となった。平成24年度からは再び増加傾向にあり、令和元年度は過去最多となる394頭が捕獲された。

(4) 被害状況

(略)

農作物被害額は、平成11年度の706万円から年々増

され、その後、生息環境に大きな変化がないことから、群れの数及び生息数に大きな変動はないものと考えられる。

農林作物に被害を与えている群れについては、令和7年度の各市町実行計画によると 47 群約 1,800 頭と報告されている。

その他に、近年の現地調査等により新たに確認された 3 群 100 頭程度の群れが確認されており、合計で 105 群 3,300 頭が生息していると推定されるが、非加害群については、一部を除いては調査が行われていないため、群れが識別されず不明な点が多い。

(2) 生息環境

(3) 捕獲状況

(略)

その後、平成11年度から17年度までは200頭前後で推移し、平成18年度には291頭に増加し、その後は毎年減少して平成23年度は159頭となった。平成24年度からは再び増加傾向にあり、令和7年度は過去最多となる485頭が捕獲された。

(4) 被害状況

(略)

農作物被害額は、平成11年度の706万円から年々増加し、平成16年度の4,694万円をピークに、その後平成

調査及び報告に基づく数値の変更

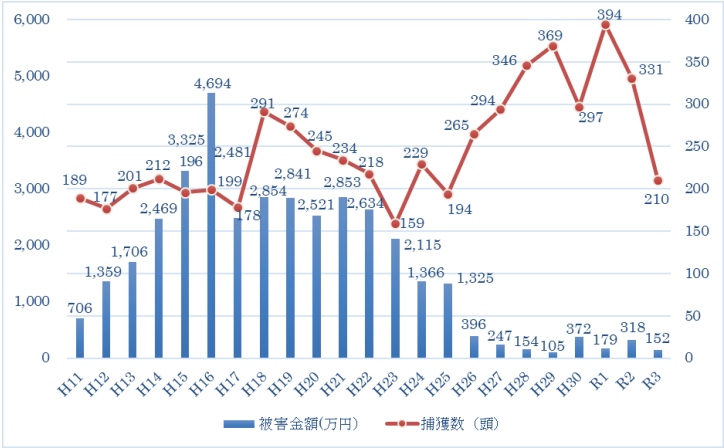
調査及び報告に基づく情報の追記

加し、平成 16 年度の 4,694 万円をピークに、その後平成 23 年度まで2千万円台で推移していた。しかし平成 24 年以降大幅に減少し、平成 26 年以降は 100～300 万円台で推移している。

また、人馴れしたニホンザルが多い地域では、人家への侵入や器物破損、女性や高齢者への威嚇など生活環境被害も発生している。

(略)

図 3 富山県内におけるニホンザルの捕獲と農作物被害額の推移

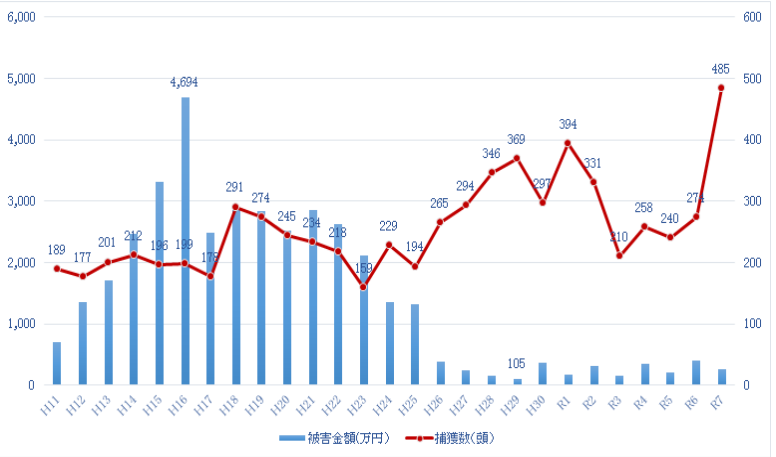


23 年度まで2千万円台で推移していた。しかし平成 24 年以降大幅に減少し、平成 26 年以降は 100～400 万円台で推移している。

また、人馴れしたニホンザルが多い地域では、人家への侵入や器物破損、女性や高齢者への威嚇など生活環境被害も発生している。平成 24 年度頃より生活環境被害についての統計を開始しており、令和3年度頃より被害件数の増加が顕著になっている。

(略)

図 3 富山県内におけるニホンザルの捕獲と農作物被害額の推移



数値の更新

図 3 の数値の更新

表 2 近県における捕獲数

(単位：頭)							
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新潟県	1,404	1,344	1,751	1,166	1,186	1,615	1,123
石川県	74	70	98	154	155	184	149
長野県	1,991	2,128	1,610	1,702	1,929	2,827	1,910
福井県	741	836	672	688	901	901	749
岐阜県	1,101	1,184	1,296	1,314	1,513	1,489	786
富山県	294	346	369	297	394	331	210

表 3 近県における農業被害額

(単位：万円)							
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新潟県	2,155	2,589	2,682	1,922	1,731	2,086	1,497
石川県	26	39	297	108	164	602	136
長野県	9,572	9,506	8,341	8,259	7,180	6,860	6,789
福井県	259	283	205	220	368	1,018	364
岐阜県	4,794	4,885	3,759	3,613	4,229	4,452	2,936
富山県	247	154	105	372	179	318	152

(5) 被害対策の実施状況
(略)

2 課題
(略)

3 目標を達成するための施策

表 2 近県における捕獲数

(単位：頭)										
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新潟県	1,404	1,344	1,751	1,166	1,186	1,615	1,123	1,206	1,451	1,134
石川県	74	70	98	154	155	184	149	199	273	244
長野県	1,991	2,128	1,610	1,702	1,929	2,827	1,910	1,835	1,676	1,865
福井県	741	836	672	688	901	901	749	822	894	960
岐阜県	1,101	1,184	1,296	1,314	1,513	1,489	786	1,264	994	934
富山県	294	346	369	297	394	331	210	258	240	274

表 3 近県における農業被害額

(単位：万円)										
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新潟県	2,155	2,589	2,682	1,922	1,731	2,086	1,497	1,415	1,064	1,325
石川県	26	39	297	108	164	602	136	202	81	350
長野県	9,572	9,506	8,341	8,259	7,180	6,860	6,789	6,805	6,591	5,776
福井県	259	283	205	220	368	1,018	364	6,088	5,524	12,185
岐阜県	4,794	4,885	3,759	3,613	4,229	4,452	2,936	3,383	3,191	3,673
富山県	247	154	105	372	179	318	152	346	207	405

(5) 被害対策の実施状況
(略)

2 課題
(略)

3 目標を達成するための施策

表 2 の数値更新

表 3 の数値更新

(1) 計画期間の目標 (略) (2) 当面の具体的施策 (略) 被害対策としては、捕獲だけを行っても被害の軽減につながらないことから、被害防除を徹底するとともに、ニホンザルの繁殖率を抑えるため、栄養価の高い農林作物をニホンザルの食物にさせない等、生息環境の管理を行い、ニホンザルが生息し難い環境にすることが必要である。 具体的な施策を定めるにあたっては、関係する群れの加害レベル(表4)を見極めたうえで、加害レベルに応じた対策(表5)を組み合わせる計画する。 ① 被害防除 (略) また、被害防除にあたっては、一つの手法だけでなく、地域毎に被害の程度や頻度、出没場所、人に対する反応等に応じて、適切な手法を効果的に組み合わせた対策を講じる。	(1) 計画期間の目標 (略) (2) 当面の具体的施策 (略) 被害対策としては、捕獲だけを行っても被害の軽減につながらないことから、被害防除を徹底するとともに、ニホンザルの繁殖率を抑えるため、栄養価の高い農林作物をニホンザルの食物にさせない等、生息環境の管理を行い、ニホンザルが生息し難い環境にすることが必要である。 具体的な施策を定めるにあたっては、関係する群れの加害レベル(表4、5、6)を見極めたうえで、加害レベルに応じた対策(図4)を組み合わせる計画する。 ① 被害防除 (略) また、被害防除にあたっては、一つの手法だけでなく、地域毎に被害の程度や頻度、出没場所、人に対する反応等に応じて、適切な手法を効果的に組み合わせた対策を講じる。 具体的な方策としては、 ア 追い払い(状況に応じて組織的な追い払い) イ シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動 ウ 簡易柵の設置 エ 重要な農林作物又は大規模な農耕地は、恒久柵の設置 などが挙げられる。	表及び図の追加に伴い修正 表5の削除に伴い、表5の内容を追加
---	--	--

② 生息環境管理 加害群に対する生息環境管理として、被害地域での誘引物の除去を重点的に取り組む。 具体的な方策としては、 ア 利用しないカキの木等を伐採する イ 放棄した農林作物を農耕地から撤去することなどが挙げられる。 これらの取り組みについては、地域全体あるいは地域を越えて広域的に周知徹底を図る。 (略) ③ 個体群管理 ニホンザルの農作物被害は、単純な個体数管理では問題は解決しないことから、加害群を把握した上で、加害レベルに応じた対策（表 5）を基本に効果等を慎重に判断しつつ、「加害個体除去」、「加害群の個体数調整」、「加害群除去」の管理方法を使い分け捕獲を実施する。 (略) 管理方法 ア 加害個体除去 (略)	② 生息環境管理 加害群に対する生息環境管理として、被害地域での誘引物の除去を重点的に取り組む。 具体的な方策としては、 ア 利用しないカキの木等を伐採する イ 放棄した農林作物を農耕地から撤去する 廃棄果実等の埋設、撤去、生ゴミの適正な処分。 ウ 林縁部に自生するカキやクリ及び庭の果樹の除去又は早期収穫をする エ 農耕地周辺のヤブを除去する オ 屋外の商品を適正に管理することなどが挙げられる。 これらの取り組みについては、地域全体あるいは地域を越えて広域的に周知徹底を図る。 (略) ③ 個体群管理 ニホンザルの農作物被害は、単純な個体数管理では問題は解決しないことから、加害群を把握した上で、加害レベルに応じた対策（図 4）を基本に効果等を慎重に判断しつつ、「加害個体除去」、「加害群の個体数調整」、「加害群除去」の管理方法を使い分け捕獲を実施する。 (略) 管理方法 ア 加害個体除去 (略)	表 5 の削除に伴い、表 5 の内容を追加
---	--	------------------------------

イ 加害群の個体数調整 加害レベル 3 以上の群れにおいて、次の条件を満たす場合に加害群の個体数の抑制又は加害度が高い個体の除去を目的に群れの一部を捕獲する。 (略) ウ 加害群除去 加害レベル 4 の群れにおいて、次の条件を満たす場合に群れの全個体捕獲を検討する。 加害群除去においては、地域個体群及び遺伝的多様性の維持に配慮することとし、野生鳥獣保護管理検討委員会の承認を得て実施するものとする。 ・対象としている群がテレメトリー調査等によって明確に識別できていること。 ・被害防除と生息環境管理が徹底されていること。 ・実施可能な捕獲計画であること。 ・捕獲後のモニタリング体制が整っていること。	イ 加害群の個体数調整 加害レベル 2 以上の群れにおいて、次の条件を満たす場合に加害群の個体数の抑制又は加害度が高い個体の除去を目的に群れの一部を捕獲する。 (略) ウ 加害群除去 加害レベル 4、5 の群れや、人に危害を及ぼすおそれが高い群れにおいて、次の条件を満たす場合に群れの除去を目的とした捕獲を検討する。 加害群除去においては、地域個体群及び遺伝的多様性の維持に配慮することとし、野生鳥獣保護管理検討委員会等の承認を得て実施するものとする。 ・対象としている群れがテレメトリー調査等によって明確に識別できていること。 ・被害防除と生息環境管理が徹底されていること。 ・実施可能な捕獲計画であること。 ・捕獲後のモニタリング体制が整っていること。 ただし、加害レベル 5 の群れや、人に危害を及ぼすおそれが高い群れにおいては、捕獲を先行する。モニタリングを行い、効果を逐次、評価し、対策を見直す。なお、捕獲後に新たな群れに侵入されることがないように、群れの特特定、「被害防除」、「生息環境管理」を速やかに実施すること。	実際の被害状況を踏まえ修正 脱字の修正
--	--	-----------------------------------

捕獲方法

(略)

捕獲後の対応

(略)

(3) 中長期的な施策

(略)

捕獲方法

(略)

捕獲後の対応

(略)

(3) 中長期的な施策

(略)

表 4 加害レベル判定基準表

(山間地の集落)

傾向 レベル	出没場所	人に対する反応	農林作物の被害状況
レベル1	○人家や農耕地に近い山林内で頻繁に見かける。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。
レベル2	○数頭が、まれに収穫後の農耕地に一時的に出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。
レベル3	○群れ全体が、農耕地に季節的に出没する。 ○数頭が、まれに人家の庭先にも出没する。	○人の姿を見ても逃げない場合がある。 ○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。	○主に畦の草本類や落ち穂を食べる。 ○庭先のカキなどの果実を食べる。
レベル4	○群れ全体が、農耕地にほとんど通年出没する。 ○人家に侵入する。	○人を威嚇する行動を見せる。 ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う。 ○かみついたりひっかくなど、人に危害を及ぼす。	○果樹、野菜、稲、キノコ類などの農林作物を食べる。

※ 山間地の集落とは、人家及び農耕地が、山に囲まれているか山林と混在している地域とする。

表 4 の変更及び記載箇所
の移行に伴い削除

(平野部の集落)			
傾向 レベル	出没場所	人に対する反応	農林作物の被害状況
レベル1	○群れ全体が、今まで見かけることがなかった林縁部に頻繁に出没する。 ○数頭が、まれに収穫後の農耕地に一時的に出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。
レベル2	○群れ全体が、農耕地に季節的に出没する。 ○数頭が、まれに人家の庭先にも出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○主に畦の草本類や落ち穂を食べる。
レベル3	○群れ全体が、農耕地にほとんど通年出没する。 ○群れ全体が、幹線道路を越えて、人家の庭先まで出没する。	○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。	○果樹、野菜、稲、キノコ類などの農林作物を食べる。 ○庭先のカキなどの果実を食べる。
レベル4	○群れ全体が、農耕地にほとんど通年出没する。 ○人家に侵入する。 ○群全体が通学路や幹線道路に出没したまま去らない。	○人を威嚇する行動を見せる。 ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う。 ○かみついたり引っかくなど、人に危害を及ぼす。	○農林作物に甚大な被害を与える。 ○人家や商店内の食品や商品を奪う。
※ 平野部の集落とは、扇状地や河岸段丘などにより、人家や農耕地と山林の境界（林縁）が比較的はっきりしている地域とする。			

表 5 加害レベルに応じた対策

(山間地の集落)			
	被害防除	生息環境管理	個体群管理
レベル1	○追い払い ○シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動	○林縁部に自生するカキやクリの除去又は早期収穫 ○廃棄果実等の埋設、撤去 ○農耕地周辺のヤブの除去	
レベル2	○追い払い ○簡易柵の設置	○放棄した農林作物の除去 ○庭の果樹の除去又は早期収穫	○加害個体除去
レベル3	○組織的な追い払い ○重要な農林作物又は大規模な農耕地は、恒久柵の設置	○放棄した農林作物の除去 ○庭の果樹の除去又は早期収穫	○加害個体除去 ○加害群の個体数調整
レベル4	○組織的な追い払い ○重要な農林作物又は大規模な農耕地は、恒久柵の設置	○放棄した農林作物の除去 ○庭の果樹の除去又は早期収穫	○加害個体除去 ○加害群の個体数調整 (○加害群除去)
※ おおよその目安とし、適宜選択する。なお、加害群除去は必要な条件を満たした上で野生鳥獣保護管理検討委員会の承認を得て実行するものとする。			

表 5 の変更及び記載箇所の移行に伴い削除

(平野部の集落)

	被害防除	生息環境管理	個体群管理
レベル1	○追い払い ○シイタケのホダ場は、囲う か人家周辺に移動	○林縁部に自生するカキやク リの除去又は早期収穫 ○林縁部のヤブの除去 ○廃棄果実等の埋設、撤去、 生ゴミの適正な処分 ○放棄した農林作物の除去	
レベル2	○追い払い ○簡易柵の設置	○庭の果樹の除去又は早期 収穫 ○屋外の商品の適正な管理	○加害個体除去
レベル3	○組織的な追い払い ○重要な農林作物又は大 規模な農耕地は、恒久 柵の設置	○庭の果樹の除去又は早期 収穫 ○屋外の商品の適正な管理	○加害個体除去 ○加害群の個体数調整
レベル4	○組織的な追い払い ○重要な農林作物又は大 規模な農耕地は、恒久 柵の設置	○庭の果樹の除去又は早期 収穫 ○屋外の商品の適正な管理	○加害個体除去 ○加害群の個体数調整 (○加害群除去)

※ おおよその目安とし、適宜選択する。なお、加害群除去は必要な条件を満たした上で野生鳥獣保護管理検討委員会の承認を得て実行するものとする。

(4) 加害レベルの判定

計画的な管理を行うために、生息状況の把握をした上で、各群れの加害レベルを把握する。加害レベルは、群れの管理方針(被害防除、生息環境管理、個体数調整)を選択するための判断材料であると同時に、対策による効果を検証するための指標でもある。

加害レベルの判定は、群れの出没頻度、出没規模、人への反応、農作物被害、生活環境被害のそれぞれについて

加害レベルの定義の変更により追記

て、現地調査、有識者によるチェックといった方法での総合的な評価に基づいて、判定表(表5)を参照し各指標のポイントを算定する。そのポイントを合計した値を表6に照らし合わせて、群れの加害レベルとする。

表4 各加害レベルのイメージ

加害レベル	群れの状況のイメージ
レベル0	山中に生息している。 被害はない。
レベル1	山中に生息しているが、市街地 ^(注1) に出没することがある。 軽微な農作物被害が発生。
レベル2	林縁で行動していることが多く、特定の季節に群れの一部が市街地に出没する。 農作物被害が発生。
レベル3	里地 ^(注2) で行動していることが多く、特定の季節にほぼ群れ全体で市街地に出没する。 農作物被害が発生。
レベル4	里地で行動していることが多く、季節を問わずほぼ群れ全体で頻繁に市街地に出没する。 深刻な農作物被害や生活環境被害が発生。
レベル5	市街地で行動していることが多い。 深刻な農作物被害や人身被害を含む生活環境被害が発生。 人馴れが進んでいるため対策の効果が出にくい。

(注1)市街地:住宅、商店などが多く立ち並ぶ平地。

(注2)里地:集落があり、田畑が広がる平地。

表5 加害レベル判定基準表

ポイント	出沒頻度	平均的な出沒規模	人への反応	集落の農作物被害状況	集落の生活環境被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	速くいても、 人の姿を見ただけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度の出沒が多い または群れのごく一部が出沒	速くいても、 人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度 市街地でみかける	10頭未満の出沒が多い または群れの一部が出沒	速くいる場合逃げないが、 20m以内までは近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2回近く 市街地でみかける	10～20頭程度の出沒が多い または群れの半数程度が出沒	群れの中に、20mまで近づいても 逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の20%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が逃げる集落)を受けている集落がある	器物を破壊する 倉庫に侵入する 家庭菜園への被害が発生
4	通年、ほぼ毎日 市街地への出沒がある	20頭以上の出沒が多い または群れの全体(あるいは大半)が出沒	10mまで近づいても逃げない、または威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある集落以上ある、または行動範囲の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化(繰り返し発生する) 人身被害が発生している、またはそのおそれが高い

それぞれの項目における判定は、現地調査(群れ探索)・行動特性調査(ルート・センサス)、直接観察など、アンケート調査(被害状況調査など)、群れの監視員など被害対策の担当者からの情報、有識者によるチェックといった方法(複数の方法が望ましい)での総合的な評価に基づいて行う。

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

表6 加害レベル	
加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1～2
2	3～7
3	8～12
4	13～17
5	18～20

(5) 捕獲手法の選択の考え方

捕獲手法の選定は、各群れの加害レベルに応じて、実行計画で決めた群れの管理方針に沿って行うものとする。被害防除や生息環境管理をしてもなお市街地に頻繁に出没するような群れについては、状況を評価し、地域での検討と合意の下に、加害群除去を選択することも否定しない。さらに、市街地に隣接して生息する群れで、分布が拡大して市街地に出没することが予想される場合は、被害拡大を未然に防ぐという観点から予防的な対処としての捕獲を検討する必要がある。

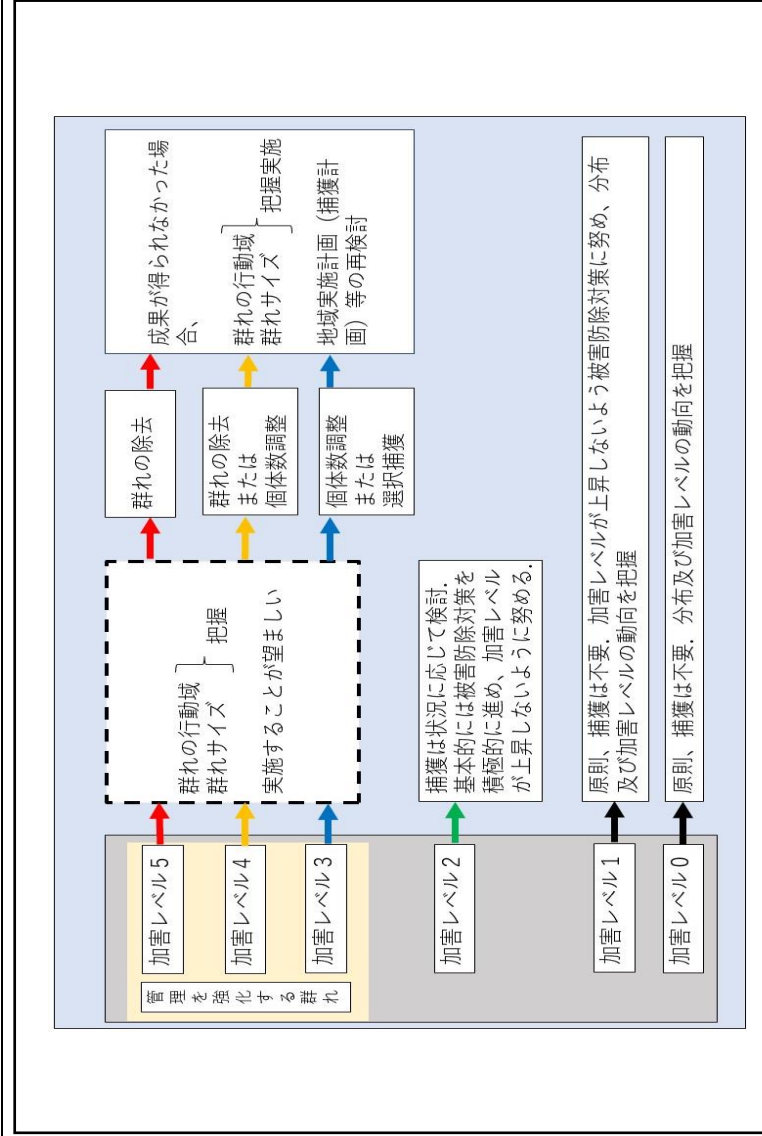
加害レベル2の群れについては、基本的には、捕獲よりも被害防除や生息環境管理を積極的に進め、加害レベルが上昇(悪化)しないように努める。

加害レベル3以上の群れについては、捕獲を実施する場合、群れの行動域及びサイズの把握が完了していることが望ましいが、加害レベル5である場合や人身被害が発生するおそれが高い場合などは、捕獲を先行することも止むを得ない。捕獲を実施した後は、群れの行動域や加害レベル等を再度把握し、捕獲目標の達成状況や被害軽減効果を検証することが必須である。合わせて、電気柵などの被害防除や誘引物の除去などの生息環境管理の計画的な取り組みを行う。

加害群除去を目的とした捕獲については、実施後に一時的に被害がなくなっても、時間が経過すると隣接して生息する群れが進出してくる可能性がある。さらに、大型捕獲檻の使用が推奨されているが、群れを餌付けすることになるため、設置場所の周辺に一時的にニホンザルの出没が増え、被害が出るおそれがある。また、大型檻だけでは、取り残しが生ずるので、様々な捕獲方法の併用も検討する。そのような可能性を踏まえて、加害群除去の必要性

	を検討することとする。なお、群れのサイズを把握していないと捕獲完了の判断ができないため、捕獲の途中からでも把握することが必要である。	
--	--	--

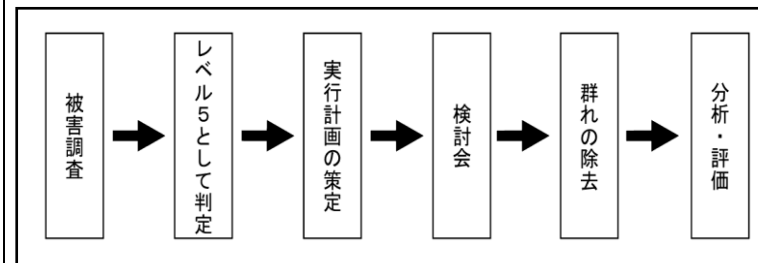
図4 捕獲手法の選択の考え方



レベル5において群れの除去を目的とした捕獲を実施する際は、群れが分裂し拡大するおそれがないよう、実行計画を策定する。県が設置するニホンザルワーキンググループのメンバーを中心とした検討会に実行計画を提出し、その助言を受ける。

- ① 被害調査を市町で実施し調査結果に基づき加害レベル5と判断
- ② 群れの除去を目的とした捕獲が必要であると判断された場合、市町で実行計画を策定
- ③ 検討会において市町、県、有識者で実行計画について協議し、実行性を持たせる
- ④ 群れの除去を目的とした捕獲の実施
- ⑤ 捕獲の効果及び捕獲後の対策を分析・評価、必要に応じて対策を再検討

図5 群れの除去の流れ



群れの除去を目的とした捕獲を実施した後は、効果の分析・評価を行うこと。なお、被害の再発を防ぐための対策を実施することが必要であり、生息環境管理における集落環境整備においては、地域住民と行政が連携して集落環境の点検を行い、ニホンザルを集落や耕作地に誘引する原因となる放棄した作物や利用しな

	い果実などの誘引物の除去等を実施すること。地域の 実施状況を分析・評価すること。 ① 捕獲実施後の被害状況や対策（被害防除・生息環境 管理）について把握 ② 結果を踏まえて被害対策のレベルを判定し、効果 的な被害防止対策を実施	
VI 実行計画の策定等 (略) 図 4 管理の基本的な考え方	VI 実行計画の策定等 (略) 図 6 管理の基本的な考え方	図の追加に伴い、図 の番号を修正
VII 管理の推進体制 (略) 2 市町の役割 (1) 実行計画の策定	VII 管理の推進体制 (略) 2 市町の役割 (1) 実行計画の策定	

年度ごとに実態を踏まえた、被害防除、生息環境管理、個体群管理を総合的に組み合わせ、加害レベルに応じた対策(表5)をもとに、各地域において重点的に取り組む対策を複合的に選択し、概ね、群れごとの施策を明示した実行計画を作成する。 (略) (3)モニタリング調査への協力 出沒カレンダーなどで、集落への接近回数の変化を調べ、ニホンザルの行動変化を相対的に比較する。 比較被害状況、対策状況及び生息状況についての情報収集を行う。	年度ごとに実態を踏まえた、被害防除、生息環境管理、個体群管理を総合的に組み合わせ、加害レベルに応じた対策(☒4)をもとに、各地域において重点的に取り組む対策を複合的に選択し、概ね、群れごとの施策を明示した実行計画を作成する。 (略) (3)モニタリング調査への協力 出沒カレンダーなどで、集落への接近回数の変化を調べ、ニホンザルの行動変化を相対的に比較する。 被害状況、対策状況及び生息状況についての情報収集を行う。	表の追加に伴い、表の番号を修正 誤字の修正
--	--	-------------------------------------